

## 「大口町行政経営審議会条例」について

## 1 条例の趣旨

総合計画の審議内容には行政改革に関することも含まれておりまた、特別職の報酬等は行財政改革における重要な項目のひとつです。このように、それぞれが町行政全体に関連した内容であることを意識し、課題等を一元的に審議することで、より統一的な見地の意見が集約でき、大局的な視点から発せられる見解や評価も収集できることとなります。

さらに、これまでの審議会では、結果的に同じ人物が立場を変えて、それぞれの審議会で意見を述べるというようなことが散見されましたが、そのような委員の重複が無くなり、委員への負担はもちろんのこと、事務局としてもより現実に即した効率的な審議会運営が可能となります。

このような理由から、総合計画審議会、特別職報酬等審議会及び行政改革推進委員会をひとつにまとめ、新たに行政経営審議会を設置するものです。

## 2 条例の概要

- 所掌 総合計画の策定及び進捗に関すること  
行政改革の推進に関すること  
議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で常勤のものの給与の額に関すること
- 組織 町が設置する委員会、審議会等の委員  
町内の公共団体等の運営に関わる者  
町内企業従事者  
町政について見識を有する者  
公募による者3名以上  
計15名以内
- 任期 2年